

# 「杉並区プレミアム付商品券」取扱店舗募集要項

令和4年12月1日

## 1 目的

「コロナ禍における原油価格・物価高騰対策」の一環として、区内店舗及び区民生活を支援するため、「杉並区プレミアム付商品券」を販売します。

## 2 事業概要

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1)名称      | 杉並区プレミアム付商品券(以下「商品券」という。) |
| (2)事業主体    | 杉並区                       |
| (3)媒体      | 紙                         |
| (4)商品券利用期間 | 令和5年2月28日(火)～5月31日(水)     |
| (5)商品券対象者  | 指定期間中に購入申込を行い、抽選により当選した者  |
| (6)販売価格    | 1セット5,000円(額面6,500円分)     |
| (7)商品券の構成  | 1セット500円券13枚綴り(釣銭不可)      |
| (8)販売上限    | 一人8セットまで                  |
| (9)換金期間    | 令和5年2月28日(火)～6月30日(金)     |

## 3 商品券の利用対象外となる商品・サービス

- (1)資産形成に資する不動産、金融商品等
- (2)たばこ等の法令により定価以外での販売が禁止されているもの
- (3)商品券やプリペイドカード、切手、収入印紙など換金性の高いもの
- (4)現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換(チャージ等)
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
- (6)国税、地方税や使用料などの公租公課
- (7)電気、水道、公共サービス料金
- (8)その他、本事業の目的に反するもの

## 4 取扱店舗資格

杉並区内で小売業、飲食業、サービス業などを営む店舗や事業所。ただし、店舗面積が500平米以上の大型店舗及び以下の事業者が運営する店舗・事業所は除きます。

- (1)3に掲げる「商品券の利用対象外となる商品・サービス」のみを取り扱う事業者
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
- (3)杉並区暴力団排除条例(平成24年3月22日条例第5号)第2条に規定する暴力団等である事業者及び密接な関係を有すると認められる事業者
- (4)その他法令又は公序良俗に反する事業者



問い合わせ先(令和4年12月1日～令和5年6月30日)

杉並区プレミアム付商品券コールセンター

TEL 03-4500-2720 平日(12/29～1/3を除く)の  
午前8時30分～午後5時15分

## 5 取扱店舗の申請方法等

取扱店舗の登録をご希望の事業者は、次の方法によりご申請ください。

### (1) 募集期間

令和4年12月1日(木)～12月27日(火)

追加募集: 令和4年12月28日(水)～5月31日(水)

### (2) 申請方法

#### ① インターネットによる申請

本募集要項をご確認の上、「杉並区プレミアム付商品券特設サイト」  
(以下「特設サイト」という。)内の申請フォームよりご申請ください。



#### ② 郵送またはファクスによる申請

インターネットによる申請ができない場合は、本募集要項をご確認の上、登録申請書に必要事項を記入し、  
下記提出先へ郵送またはファクスにて送付してください。

#### 【登録申請書提出先】

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル7階

杉並区プレミアム付商品券運営事務局 行

ファクス: 048-861-5130

### (3) 取扱店舗登録完了の確認方法

登録が完了した取扱店舗には、「取扱店舗登録通知」を送付します。また、1月中旬頃に「取扱店舗用ステッカー」  
及び「取扱店舗用ポスター」を、2月中旬頃に「運営マニュアル」等(取扱店舗として運営に必要なもの)を、別途送  
付します。

### (4) 申請手数料 無料

### (5) 取扱店舗登録内容の変更・取消

登録内容に変更・取消がある場合は、速やかにコールセンターへご連絡ください。

### (6) 取扱店舗の公開

特設サイト及び「取扱店舗一覧」冊子で公開します。

ただし、12月28日(水)以降に申請した場合は、特設サイト上のみでの公開となります。

## 6 取扱店舗の取消等

募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の登録を取り消すことがあります。

## 7 商品券の換金

- (1) 振込口座 申請時にご指定いただいた口座に振り込みます。
- (2) 手数料 無料(区が負担します)
- (3) 換金回数 月2回
- (4) 換金方法 2月中旬頃に送付する「運営マニュアル」をご確認ください。

## 8 取扱店舗の責務等

- (1) 商品券利用期間中は取扱店舗であることが明確に分かるよう、運営事務局から送付される「取扱店舗用ステッカー」  
を店舗の入り口付近に貼付すること。
- (2) 利用者から商品券の提示を受けた際は、現金と同様に取扱い、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供  
を行うこと。
- (3) 商品券の取扱いについて、以下の事項を厳守すること。
  - ① 商品券の受領に際して釣銭は支払わないこと。
  - ② 提示された商品券については、偽造等がないか確認すること。偽造が疑われる場合は、受領を拒否するととも  
に、その事実を速やかにコールセンターまで報告及び警察に通報すること。なお、明らかに偽造が疑われる商品  
券を受領した場合の損失は、取扱店舗の責務とします。
  - ③ 受領した商品券の紛失や盗難、期限までに換金が行われなかった場合等の損失については、取扱店舗の  
責務とします。
  - ④ 商品券を受領した際は、他店舗での再利用を防止するため、裏面の所定の欄に必ず取扱店舗名を記入又は押印  
すること。
  - ⑤ 裏面に他店舗の記入等がある商品券は、受領を拒否すること。
  - ⑥ 商品券が汚損していた場合であっても、裏面の取扱店舗欄に記入や押印がないことが確認できる場合は、受  
領すること。
- (4) 自ら商品券を購入し、自店舗で利用されたかのように偽って換金を行うなどの不正行為をしないこと。また、仕入  
れ商品の購入等、自らの事業上の取引には利用しないこと。
- (5) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用をしないこと。
- (6) 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、それが店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら  
解決に努めること。
- (7) 商品券の取扱いに対して、杉並区又は運営事務局から改善要請等があった場合は、それに従うこと。
- (8) 杉並区又は運営事務局が行う商品券に関する調査等に協力すること。
- (9) その他、本事業の目的に反するような行為は禁止します。

## 9 その他

- ・ 本募集要項に記載されていない事項は、コールセンターにお問い合わせいただくか、「運営マニュアル」をご確認く  
ださい。
- ・ 登録いただいた店舗情報は、今後、杉並区が実施する事業のお知らせ等に活用する場合があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施してください。